

# 令和3年度第5回 日南町農業委員会総会会議録

招集年月日	令和3年8月10日(火)			
招集場所	日南町役場 議場			
開会時間	午前9時00分	閉会時間	午前9時40分	
出席委員	番号	氏名	番号	氏名
	1番	岩田正	6番	天崎直幸
	2番	浅田昭弥	7番	稲田洋子
	3番	加藤幸児	8番	吉川保
	4番	絹谷澄雄	9番	奥迫静子
	5番	内田章久	10番	梅林操
出席推進委員	日野上	梅林剛	多里	糸田川啓
	山上	青戸勝美	石見	田邊智寛
	山上	坪倉幹也	石見	丸山栄人
	阿毘縁	足立進也	福栄	福田英夫
	大宮	藤原恵司		
欠席した委員	番			
議事録署名委員	2番	浅田昭弥	3番	加藤幸児
出席した職員	事務局長	松本道博	主幹	石倉嘉寛

日程及び提出議案の題目	
1. 開 会	
2. 挨拶	
3. 議事録署名委員選任	
4. 報告事項	
報告第1号	基盤整備事業に係る一時利用地指定について
報告第2号	農地法第18条第6項の規定による届出について
5. 議 事	
議案第1号	農地法第2条第1項の規定による申請の決定について
議案第2号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第3号	農業経営基盤強化促進法第18条に基づく利用集積計画の決定について
議案第4号	農地中間管理事業の促進に関する法律第19条に基づく農用地利用配分計画案の意見照会に対する回答について
6. 協議事項	
協議第1号	令和3年秋の標準農作業賃金の改定(案)について
協議第2号	農地パトロールの実施について

7. そ の 他	
8. 閉 会	

開 会	松本事務局長	定刻になったことを確認し、出席委員の人数を確認し、定足数に達しているとして、令和3年度第5回日南町農業委員会を開会すると宣言した。
挨拶	議 長	<p>皆さんおはようございます。毎日焼けるような猛暑が続いておりましたが、台風の通過で一段落と云ったところでございます。</p> <p>新型コロナウイルスにより1年延期された東京オリンピックは盛り上がりがないまま先月23日より開会されましたが、先日8日に閉会いたしました。それでも日本選手の活躍は金メダル27個、銀メダル14個、銅メダル17個の成績でこれまでにない優秀な成績で国民に感動を与えてくれました。</p> <p>そんな中、心の痛む問題も起こりました。東欧のベラルーシから東京オリンピックに来日していたクリスチナ・ティマノスカヤ選手が強制帰国を命じられ、祖母からの連絡で強制帰国を拒否しポーランドへ亡命したニュースです。これからの家族への影響が心配です。</p> <p>また、オリンピック開催中の8月6日は多くの犠牲者を出した広島原爆の日を迎え、8月9日には長崎原爆の日を迎えました。これは1945年、76年前の出来事でした。以上を申し上げまして、令和3年度第5回日南町農業委員会総会を開会いたします。よろしく願いいたします。</p>
議事録署名 委員選任	議 長	日南町農業委員会会議規則第30条の規定により、議長が指名するとし、2番、浅田委員、3番、加藤委員を指名した。
報告第1号	議 長	続いて報告事項に移ります。報告第1号基盤整備事業に係る一時利用地指定について事務局お願いします。
	主 幹	報告第1号基盤整備事業に係る一時利用地指定についてです。資料に書いておりますが、利用権設定を行ってございました、△△地区と△△地区の基盤整備事業の対象地について基盤整備事業に伴う一時利用地の指定がありましたので、報告させていただくものになります。内容といたしましてはそれぞれの番地につきまして仮地番がついておりますので内容を見ていただけたらと思います。1筆ずつ読み上げることはいたしませんので、ご確認いただけたらと思います。以上です。
	議 長	報告第1号の報告が終わりました。報告第1号についてご質問、ご意見がございましたか。無いようですので、次に移ります。
報告第2号	議 長	報告第2号農地法第18条第6項の規定による届出について事務局お願いします。
	主 幹	<p>報告第2号農地法第18条第6項の規定による届出についてです。本日は4件の合意解約の届出が出ておりますのでご報告させていただきたいと思っております。</p> <p>申請番号1、農地の所在地が△△×××、地目が田、面積が1478㎡、賃借人が鳥取県農業農村担い手育成機構、賃借人が△△の〇〇〇さん、平成</p>

		<p>31年1月1日から令和16年11月30日までの契約になっておりますが、この度の基盤整備の一時利用地で耕作者が変更になるということがあります。機構からの配分について合意解約というふうになっております。</p> <p>申請番号2、農地の所在地が△△×××、地目が田、面積が7360㎡、賃貸人が鳥取県農業農村担い手育成機構、賃借人が△△の〇〇〇さん、平成31年1月1日から令和16年11月30日までの契約ですが、申請番号1と同様で、基盤整備に伴う耕作者の変更に伴いまして機構からの配分について合意解約されるというものになります。こちらの1番と2番につきましてはこの後の議案第4号の配分のところで新しい耕作者に貸し出すという形でご協議いただく内容になっておりますので、併せてご確認いただきたいと思います。</p> <p>申請番号3、農地の所在地が△△×××の他、合計で3筆、面積の合計が2896㎡、賃貸人が△△の〇〇〇さん、賃借人が鳥取県農業農村担い手育成機構を通じて△△の〇〇〇さんが借りておられる農地になります。令和1年12月7日から令和11年3月31日になりますが、こちらにつきましては非農地通知による非農地処理を行った土地として残っていたところを合意解約されるということです。</p> <p>申請番号4、農地の所在地が△△×××番地と×××番地の田が2筆、面積が合わせて994㎡、賃貸人が△△の〇〇〇さん、賃借人が鳥取県農業農村担い手育成機構を通じて△△の株式会社□□□に貸付を行っていた農地になります。契約期間が平成31年2月8日から令和16年11月30日までですが、解約の理由といたしましては基盤整備地ということで、貸借をされていたところではありましたが実際には基盤整備の場所から外れたため合意解約をされるということで伺っております。以上、4件、12筆、16618㎡となっております。以上です。</p>
	議 長	<p>報告第2号について説明が終わりました。報告第2号についてご質問、ご意見がございましたら、無いようですので次に移ります。</p>
議案第1号	議 長	<p>議案第1号農地法第2条第1項の規定による申請の決定について事務局をお願いします。</p>
	主 幹	<p>議案第1号農地法第2条委第1項の規定による申請の決定についてです。本日は2件の非農地証明の申請が出ておりますので、ご審議お願いいたします。</p> <p>申請番号1、農地の所在地が△△×××番地、田が1筆、面積が2512㎡、所有者の方が△△市の〇〇〇さん、非農地の理由としまして20年以上耕作しておらず、原野化しているということです。資料の剥ぐっていただきまして、申請番号1として、中間図、字切図、現地の写真を付けさせていただいております。現地ですが、山の中にあるということで、近くの方までしか行けなかったため、付近ということで写真を付けさせていただいておりますので、ご了承いただきたいと思います。</p> <p>申請番号2、農地の所在地が△△の×××番地の他合計で10筆、面積の</p>

		合計が 1590 m <sup>2</sup> 、所有者の方が△△の〇〇〇さん、非農地の理由としまして、20 年以上耕作しておらず、原野化しているということで申請を頂いているものです。申請番号 2 として、中間図、字切図等付けさせていただいております。申請地が申請者さんの家の周りに点在しておりまして、地図に落としてみたところ、離れる関係で、字切図は全体図と拡大したものを 3 枚付けさせていただいております。写真の方は全てのところではなく、いくつかピックアップして付けさせていただいておりますので、ご了承ください。併せてご確認いただけたらと思います。以上の 2 件、11 筆、合計 4102 m <sup>2</sup> となります。よろしく願いいたします。
	議 長	議案第 1 号について説明が終わりました。地元委員さんの補足説明がありましたらお願いします。まず、申請番号 1 からお願いします。 (田邊農地最適化推進委員挙手) 田邊推進委員。
	田邊推進委員	農地最適化推進委員の田邊です。先ほど事務局から報告がありましたとおり、原野化しており、農地としての価値もないのではと思われます。現地に立ち入れる状況ではないので、付近の写真の添付となっておりますが、写真を見てもわかると思いますので、ご審議よろしく願いいたします。
	議 長	2 件ありますが、個別に審議したいと思います。 申請番号 1、△△地域の案件につきまして、ご質問、ご意見がございますか。無いようですので採決に移ります。申請番号 1 について賛成の方の挙手を求めます。
		(全員挙手) 全員異議のないことを確認して、申請番号 1 は承認された。
	議 長	申請番号 2 に移ります。地元委員さんの補足説明がありましたらお願いします。 (青戸農地最適化推進委員挙手) 青戸推進委員。
	青戸推進委員	農地最適化推進委員の青戸です。先ほど事務局から報告がありましたとおり、7 月 21 日に松本局長、石倉さん、吉川農業委員、稲田農業員、坪倉推進委員、青戸で現地確認を致しましたところ、この写真の通り、林地化になっていたり、竹藪になっていたり、農地として利用できる状況ではないと思います。ご審議よろしく願いいたします。
	議 長	申請番号 2 について補足説明が終わりました。ご質問、ご意見がございますか。無いようですので採決に移ります。申請番号 2 について賛成の方の挙手を求めます。
		(全員挙手) 全員異議のないことを確認して、議案第 1 号は承認された。次に移ります。
議案第 2 号	議 長	議案第 2 号農地法第 3 条の規定による許可申請について事務局お願いします。
	主 幹	議案第 2 号農地法第 3 条の規定による許可申請についてです。本日は 1 件の内容についてご審議お願いいたします。農地の所在地が△△××番地、畑が 1 筆、面積が 595 m <sup>2</sup> 、譲渡人が△△市の〇〇〇さん、譲受人が△△の〇〇〇さん、贈与ということで申請が出ております。資料剥ぐっていた

		<p>だきましたところに、現地の中間図、字切図、写真を付けさせていただいております。先ほどの非農地の現地確認と併せて現地を見させていただきまして、〇〇〇さんが、〇〇〇さんのいところに当たられるそうです。昨年からブルーベリーの作付をしてみたそうですが、活着がうまくいっていないということで現在試行錯誤されているそうです。以上、1件、1筆、595㎡、よろしくお願いいたします。</p>
	議 長	<p>議案第2号の説明が終わりました。地元委員さんの補足説明がありましたらお願いします。</p> <p>(青戸農地最適化推進委員挙手) 青戸推進委員。</p>
	青戸推進委員	<p>農地最適化推進委員の青戸です。先ほど事務局から報告がありましたとおり、7月21日に現地確認を致しました。ブルーベリーが植えてありますので、これでいいのではないかと判断致しました。ご審議よろしくお願いいたします。</p>
	議 長	<p>議案第2号について補足説明が終わりました。ご質問、ご意見がございますか。1件よろしいでしょうか。〇〇〇さんの経営規模について伺いたいと思います。</p>
	主 幹	<p>〇〇〇さんの経営面積ですが、議案の方に付けさせていただきましたが、158アール程度されておられますので、下限等に引っかかることはないのではないかと思います。</p>
	議 長	<p>すいません。ありがとうございます。その他、ご質問、ご意見がございますか。無いようですので採決に移ります。議案第2号について賛成の方の挙手を求めます。</p>
		<p>(全員挙手) 全員異議のないことを確認して、議案第2号は承認された。</p>
議案第3号	議 長	<p>議案第3号農業経営基盤強化促進法第18条に基づく利用集積計画の決定について事務局お願いします。</p>
	主 幹	<p>議案第3号農業経営基盤強化促進法第18条に基づく利用集積計画の決定についてです。総括表を付けさせていただいておりますが、本日は機構を通じた再設定が1件、相対の新規の契約が1件、計2件となります。</p> <p>申請番号1、機構を通じた再設定の契約となりますので、内容はお読み取りいただけたらと思います。契約期間が令和7年12月10日までということで半端な時期になっておりますが、他の契約の終了の期日に合わせたいということでしたので、ご了承ください。</p> <p>申請番号2、新規の相対の契約となります。土地の所在地が△△××番地の他合計で9筆、合計面積が6959㎡、利用権設定をする方が△△の〇〇〇さん、利用権設定を受ける方が△△の〇〇〇さん、そばの作付で、水張反当◇◇◇円、令和3年8月10日から令和6年3月31日までの2年7ヶ月の契約ということで申請が出ております。相対の契約につきまして次頁に農業経営の状況等の資料を付けさせていただいておりますので、併せてご確認いただけたらと思います。以上2件よろしくお願いいたします。</p>
	議 長	<p>議案第3号について説明が終わりました。ご質問、ご意見がございます</p>

		か。無いようですので採決に移りたいと思います。議案第3号について賛成の方の挙手を求めます。
		(全員挙手) 全員意見の無いことを確認した。 次に移ります。
議案第4号	議 長	議案第4号農地中間管理事業の促進に関する法律第19条に基づく農用地利用配分計画案の意見照会に対する回答について事務局お願いします。
	主 幹	<p>議案第4号農地中間管理事業の促進に関する法律第19条に基づく農用地利用配分計画案の意見照会に対する回答についてです。資料の剥ぐっていただきましたところに集計表を付けさせていただいております。本日諮ります8月10日分について配分率が100%を超える形になっておりますが、こちらにつきましては本日の報告2号で説明いたしました、配分だけ変更する方の契約がありますので100%を超える形になります。申請の内容につきましては新規の契約が2件、再設定が1件となります。</p> <p>整理番号1、設定を受けられる方が△△の株式会社□□□、土地の所在地が△△×××番地、地目が田、面積が7360㎡、水田の賃借ということで令和3年9月1日から令和16年11月30日までの12年3ヶ月、水張反当◇◇◇円ということで契約をされるものです。</p> <p>整理番号2、設定を受けられる方が△△の〇〇〇さん、土地の所在地が△△×××番地、地目が田、面積が1478㎡、令和3年9月1日から令和16年11月30日までの12年3ヶ月、水張反当◇◇◇円、支払いにつきましては来年度からということで伺っております。</p> <p>整理番号3につきましては再設定の内容となっておりますのでお読み取りいただきたいと思います。</p> <p>次頁以降に借受けられる方の経営状況等のまとめた資料を付けさせていただいておりますので、併せてご確認いただけたらと思います。よろしくお願いたします。</p>
	議 長	議案第4号について説明が終わりました。ご質問、ご意見がございますか。無いようですので採決に移りたいと思います。議案第4号について賛成の方の挙手を求めます。
		(全員挙手) 全員賛成、認めることと致します。 協議事項に移ります。
協議第1号	議 長	協議第1号令和3年秋の標準農作業賃金の改定(案)について事務局お願いします。
	主 幹	協議第1号令和3年秋の標準農作業賃金の改定(案)について資料を付けさせていただいておりますので、ご確認いただけたらと思います。内容につきましては、農政部会でも協議を頂いておりますが、改定はせず昨年同様の内容としたいと思っております。参考資料として燃料価格、鳥取県の最低賃金の推移表も付けておりますのでご覧いただけたらと思います。このような結論に至った理由と致しまして、燃料価格は昨年7月に比べて上がっておりますし、最低賃金も年々上昇するという傾向が見られます。

		<p>令和2年度には一部作業賃金の改定も行っております。この改定に合わせて近隣の自治体について聞き取り調査等をしてみましたところ値上げや変更されるところはなかったですし、内容についても日南町と比較してみたところ大きな差は見られませんでした。以上のことから今年度はこの内容で行いたいと思うものです。また、記載しておりませんが、本日決定を頂きました暁には、今月の町報と併せてチラシを配布して周知を図りたいと考えているものです。以上です。</p>
	議 長	<p>協議第1号について説明が終わりました。ご質問、ご意見がありますでしょうか。無いようですので、こちらの賃金を町報で開示していきたいと思えます。次に移ります。</p>
協議第2号	議 長	<p>協議第2号農地パトロールの実施について事務局お願いします。</p>
	主 幹	<p>協議第2号農地パトロールの実施についてです。進め方等につきましては例年通り各地域の農業委員、推進委員の皆さんと事務局とで回らせていただく形で現地を確認していきたいと思えます。日程について前回の総会の際にご協議、調整頂いたものを清書しておりますので内容を確認いただけたらと思えます。この日については改めて通知を出すことは致しませんので、時間までに集合場所にお集まりいただけたらと思えます。準備物も例年通り、事務局で持っています。実施にあたりまして、ホームページ、チャンネル日南などを利用して町民の方への広報を行いたいと思っております。</p> <p>昨年との大きな変更と致しまして、国の法令等の改正がありまして、荒廃農地の区分が変わっております。これまで、A分類の黄色、B分類の赤色の2色で色分けを行っていましたが、今度からA分類に草刈り等により直ちに解消する農地を緑色、基盤整備等が必要な農地が黄色、これまでどおりB分類が赤色というように、2色が3色に変わるということで指導が来ております。資料を剥ぐっていただきましたところに遊休農地調査と荒廃農地調査の統合についてということで、職員向けの説明会資料のカラーコピーを付けておりますので、ご覧いただけたらと思えます。これまでであった遊休農地の考え方を緑区分、黄色区分に分けますということが記載されております。ですので、この度はそういったところにも気を付けながら実施したいと思っております。</p> <p>また、当日熱くなることも予想されますので、水分補給については各自で用意を頂きますようお願いいたします。週間予報ですと天気が優れないような予報ですので、場合によっては雨具の準備もお願いすることもあるかと思えますがご協力をお願いいたします。</p>
	松本事務局 局長	<p>若干補足をさせていただきたいと思えます。先ほど石倉が説明いたしましたとおり、調査が統合されたということで、1号農地が2つに分かれたということでございます。1号遊休農地bですけれども、資料等見ていただきますと、人の背丈くらいの木が生えているところも基盤整備したら農地にかえるということが一つの基準となっております。すでにB分類と判断し</p>

		<p>た農地は今まで通りのB分類のままとしたいと思っております。旧A分類の低い木が生えたところを黄色区分にもっていくという考え方で進めたいと思っております。ですので、今年につきましては黄色区分の面積は少ないのではないかとと思っております。</p> <p>調査の統合に合わせまして、利用意向調査ですけれども、これまで新しくA分類になったところが利用意向調査の対象となっておりますが、この度の改正におきまして、以前からA分類になっている農地を全て意向確認するようにという改正がありました。</p> <p>また、非農地通知の関係でございますが、非農地通知につきましても国の方から進めていくようにという通知も頂いておりますので、今年も取組んでいきたいと思っております。その関係で一つ改正点がありまして、農業委員3名以上で現地調査を行い非農地という判断をされた農地は台帳から落とすでもいいという改正がなされました。従いまして、総会で諮らなくても農業委員3名以上の同意があれば農地台帳から落とせるということですが、日南町としましては今まで通り総会において非農地の最終的な決断を出して頂くという形でお思っております。3名以上の農業委員で判断できるということをご承知おきいただきたいと思います。以上です。</p>
	議 長	協議2号について説明が終わりました。ご質問、ご意見がございますか。事務局。
	松本事務局長	新基準の遊休農地の判断については、各地区の委員の皆さんと協議させていただきながら進めていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。
	議 長	それでは農地パトロールの日程に従いまして、皆さんよろしくお願ひします。次に移ります。
そ の 他	松本事務局長	次回総会は、令和3年9月10日（金）午後9時00分から開会予定です。よろしくお願いいたします。
	主 幹	本日、机の上にポロシャツを配布させていただいております。先日ご注文いただいたものになります。実際自分が着ているものになります。パトロール、委員会等で是非着ていただけたらと思っております。よろしくお願いいたします。
	議 長	事務局からは以上なのですが、皆さんから何かありましたら、お願ひします。
	梅林推進委員	このポロシャツは農業委員会総会で着用してもいいのでしょうか。
	主 幹	現在日南町の方では、9月末までクールビズ期間ということでノーネクタイ、ポロシャツでの業務も節度を守ってということで許可されておりますので、皆さんが総会の時に同じポロシャツを着てこられたら、みんな団結して頑張っているなという雰囲気も感じられますので、いいのではないのかと思います。よろしくお願いいたします。

閉 会	議 長	その他皆さんからありますでしょうか。 以上を持ちまして、令和3年度日南町農業委員会総会を閉会いたします。 お疲れさまでした。
-----	-----	--

上記、会議の次第を記録して、その相違ない事を証明するため署名する。

令和3年 月 日

日南町農業委員会 会 長

日南町農業委員会 委 員

日南町農業委員会 委 員